

士幌町パートナーシップ推進交付金実施基準表

事業名	事業内容	実施主体	交付金算定基準	交付時期	予算額(千円)	申請先	
(1)行政事務事業							
①	行政事務連絡事業	広報等の配布など及び各種連絡調整事務	駐在区 均等割、戸数割、料程割の合算額を交付する。 均等割:2~30戸7,000円、31戸~50戸8,000円、51戸~90戸10,000円、91戸以上11,000円、 戸数割:600円(1戸あたり)、 料程割:4,000円(農村地区のみ) 駐在区内の戸数の算定は4月30日時点の公書配布戸数とする。 駐在区の新設及び統廃合があった場合は、その都度交付額の見直しを行う。	申請があった駐在区については、交付申請額の2/3(千円未満切り捨て)を概算払いで交付し、残額は実績報告後交付する	2,100	地域戦略課	
②	その他事業	町が駐在区等に不定期で要請する行政事務事業					
(2)コミュニティ等活動支援事業							
①	高齢者等除雪見守り介助事業	12月1日から翌年3月31日までの間、降雪時に地域内の独居高齢者・障がい者・高齢夫婦世帯の除雪状況を確認し、通路の確保が出来ていない場合、通路の確保を行う事業	駐在区 均等割:20,000円、戸数割:1,500円(1戸あたり)の合算額を交付する。 駐在区内の戸数の算定は4月30日時点の公書配布戸数とする。 駐在区の新設及び統廃合があった場合は、その都度交付額の見直しを行う。	申請があった駐在区については、交付申請額の2/3(千円未満切り捨て)を概算払いで交付し、残額は実績報告後交付する	5,000	地域戦略課	
②	声かけネットワーク事業	地域内の独居高齢者・障がい者・高齢夫婦世帯への声かけを日常から行い、異変等があった場合には役場保健福祉課へ通報する事業					
③	健康維持活動事業	町内会単位で運動を取り入れた健康維持活動を実施する事業					
④	ごみ対策事業	地域における日常的なごみ分別指導を行う事業					
⑤	その他	①から④以外のコミュニティ等活動で、駐在区等の創意工夫により行う事業					
(3)花のまちづくり事業							
①	花のまちづくり事業	花いっぱい運動として花壇等の造成を行う事業	公民館	対象事業費の範囲内で80,000円を上限に交付	実績報告後交付する	900	地域戦略課
			駐在区 その他	対象事業費の範囲内で50,000円を上限に交付			
(4)地域ふれあい活動事業							
①	地域ふれあい活動事業	地域住民が創意と工夫により自主的に行う事業 ・地域づくりの推進に関する事業 ・地域住民が行う環境美化事業※花壇等の造成にかかるものは除く ・地域が行う防災活動事業	公民館	対象事業費の80%かつ70,000円を限度として交付	申請があった公民館については、交付申請額の2/3(千円未満切り捨て)を概算払いで交付し、残りについては実績報告後交付する	910	地域戦略課
(5)地域相互扶助事業							
①	ごみ集団回収奨励事業	住民の自主的な活動により、資源ごみ(有価物)回収を積極的に行う事業	駐在区 公民館 その他	運搬奨励金 2円(1Kg当たり) 収集奨励金 4円(1Kg当たり)	随時	1,000	町民課
		公民館が一般ごみを1箇所収集し、一般ごみの路線収集を廃止する事業		公民館内の戸数に応じて交付(ごみの種類毎に1戸当たり500円)	実績報告後交付する	600	地域戦略課
②	公園等管理事業	町長が別に定める団地内公園に対して駐在区自らが管理を行う事業		団地公園管理(1箇所当たり30,000円)	実績報告後交付する		
③	自主防災組織活動事業	防災に関する訓練、教育又は啓発並びに防災資機材の購入等の地域防災活動	自主防災組織	対象事業費の範囲内で交付(実施主体地区内の世帯数(自主防災組織非加入世帯を含む。)に応じた上限額を設定) 30世帯未満:30,000円 30世帯以上100世帯未満:50,000円 100世帯以上:70,000円	実績報告後交付する	400	総務課
④	その他	①から④以外で、駐在区等の創意工夫により行う地域相互扶助事業のうち町長が認めるもの	駐在区 公民館 その他	当該年度につき20万円を限度に町長が定める額を交付する	実績報告後交付する		地域戦略課
合計						10,910	